



# 選挙・議会

## 選挙制度

問 名護市選挙管理委員会事務局 ☎0980-53-2013

### 選挙権と被選挙権

選挙権は、国民の最も重要な参政権であり、基本的な権利です。被選挙権は、選挙により公職につくことのできる資格です。選挙権及び被選挙権の要件は、次のとおりです。

なお、選挙権をもつ方でも、選挙人名簿に登録されていない場合は、選挙で投票することはできません。

選挙の種類	選挙権	被選挙権
衆議院議員選挙	満18歳以上の日本国民	満25歳以上の日本国民
参議院議員選挙	満18歳以上の日本国民	満30歳以上の日本国民
沖縄県知事選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上県内のいずれかの市町村に住所を有する方	満30歳以上の日本国民
沖縄県議会議員選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上県内のいずれかの市町村に住所を有する方	満25歳以上の日本国民で、かつ、沖縄県議会議員選挙の選挙権を有する方
名護市長選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上市内に住所を有する方	満25歳以上の日本国民
名護市議会議員選挙	満18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上市内に住所を有する方	満25歳以上の日本国民で、かつ、名護市議会議員選挙の選挙権を有する方

※犯罪により刑に処されている人等公民権を停止されている方は、上記の要件によらず選挙権を有しません。

### 投票資格

選挙権を有していても、選挙人名簿に登録されていないと投票することはできません。選挙人名簿とは、選挙人をあらかじめ登録する公簿です。

#### (1) 選挙人名簿被登録資格

選挙人名簿に登録されるための要件は、次のとおりです。

- ア 満18歳以上の日本国民であること
- イ 名護市に住所を有すること
- ウ 住民票が作成された日から引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されていること

#### (2) 選挙人名簿の登録

選挙人名簿は、3月、6月、9月及び12月の1日を基準日とする定時と選挙のつど基準日を定める選挙時とに登録されます。

#### (3) 選挙人名簿の抹消

選挙人名簿に登録されている人が次の要件に該当する場合は、名簿から抹消します。

- ア 死亡し又は日本国籍を喪失したとき。
- イ 名護市に住所を有しなくなった日後4ヶ月を経過したとき。
- ウ 登録されるべきでなかった(誤載者である)ことがわかったとき。

### 投票の方法

投票は、選挙当日、投票所において選挙人が自書で行うのが原則ですが、当日投票できない方、投票所で投票できない方、自書で投票できない方等について、次の投票方法があります。

#### (1) 期日前投票

一定の事由により選挙当日投票できない方は、公(告)示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票をすることができます。

場所: 名護市選挙管理委員会横プレハブ(名護市2-1-1)

時間: 午前8時30分～午後8時

#### (2) 不在者投票

ア 不在者投票管理者の管理の下に投票する不在者投票  
一定の事由により選挙当日投票及び期日前投票ができない方は、所在地(名護市以外の市町村、沖縄県が指定する病院等)で投票することができます。

#### イ 郵便投票

身体に重度の障害のある方は、郵便等によって投票することができます。郵便投票を行うためには、あらかじめ名護市選挙管理委員会に申し出て、郵便等投票証明書(証明書の交付を受けなければなりません)の交付を受けなければなりません。

#### (3) 代理投票

文盲、身体障害等により自書できない方は、補助者(選挙事務従事者)の代書により投票することができます。

#### (4) 点字投票

目の不自由な方は、点字で投票することができます。

### 在外投票

海外に3ヶ月以上滞在している方は、国政選挙について、海外から投票することができます。在外投票を行うためには、あらかじめ滞在地の在外公館に申し出て、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証の交付を受けなければなりません。

※国外転出予定者は、出国時に在外選挙人証の交付申請ができます。

## 名護市議会について

☎ 議会事務局 ☎0980-53-1212〈代表〉(内線301/305)  
直通番号 ☎0980-52-3256

### 市議会

私たちの名護市を快適で住みよいまちにしていくためには、市民が自分たちで考え、話し合い、自分たちの手で市政を運営していくことが住民自治の望ましい姿ですが、市民全員が参加して話し合いを行うことは実際にはできません。

そこで、私たちは代表者を直接選挙で選びます。それが「市議会議員」と「市長」です。市議会議員は議会を構成し、市長は予算案や条例の案など市政を運営する上で重要な事柄について議会に提案します。議会は市民の思いや考えを市政に反映させるためそれらの事柄について審議し、市長の政策等について賛否を決定していきます。

このように市政をどのように運営するかといった市の意思を決める議会は「議決機関」と呼ばれ、議会の決定に基づいて、実際に仕事を行う市長をはじめとする機関は「執行機関」と呼ばれています。

議会と市長はお互いに独立した立場で協議し、調和と均衡を図りながら、公正な行政を確保し、市民の意思を尊重した、よりよい市政の実現を目指しています。そのようなことから議会と市長の関係はよく「車の両輪」に例えられます。

### 名護市議会議員

市議会議員は、4年ごとに市民が直接選挙によって選びます。名護市内に住んでいる満25歳以上の選挙権のある人ならだれでも市議会議員に立候補することができます。

議員の定数は、名護市議会議員定数条例によって26人と定めています。

### 議会の招集と会期

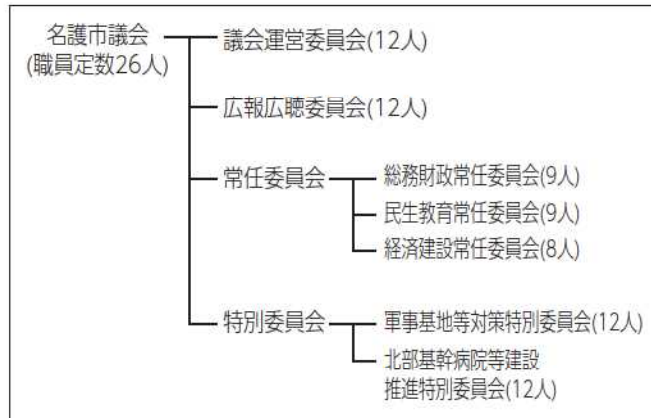
会議を開くために構成員である議員を一定の日時、場所に集めることを招集といいます。招集行為は、議会活動を開始するための絶対的要件です。議会の活動能力(議決や採決等)は、本会議中に限り、認められます。また、招集の権限は市長にあり、議会には臨時会の招集請求権がありません。

名護市議会では、年4回行われる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」の2つがあります。

- (1) 定例会…年4回3月・6月・9月・12月に招集されます。
- (2) 臨時会…市長が必要と認めた場合と議会においては、議長が議会運営委員会の決定を経て招集請求するとき、又は議員定数の4分の1以上の議員から、議会に付すべき事件を示して、招集の請求があったときに招集されます。

### 委員会

市議会ですら取り扱う問題は、多岐にわたり内容も幅広い分野にわたっています。そこでこれらをいくつかの部門に分けて、専門的かつ能率的に審査するために委員会を設けています。委員会には、常に設置されている常任委員会と必要に応じて設置される特別委員会があります。また、議会運営が円滑に行われるように議事の進め方(会期や議案審議の段取り)を協議する議会運営委員会が設置されています。



### 会派

議会の意思は、多数決によって決められます。そこで、同じような考え方や意見を持つ議員がグループを作って活動すれば、自分たちの考えをより効果的に市政に反映させることができます。そのグループを会派と呼んでいます。

### 請願・陳情とは

市民の皆様が市政全般に関することについて、直接議会に意見や要望を述べるができる制度として請願・陳情があります。なお、請願は日本国憲法第16条に保障されたものであり、どなたでも提出できます。請願の提出には、紹介議員1人以上が必要で、請願書には紹介議員の署名又は記名押印が必要となります。なお陳情の提出には紹介議員は必要ありませんが、その取扱いについては請願の例により審査等を行います。

### 会議録の閲覧

名護市議会事務局や、名護市立中央図書館、名護市議会ホームページでご覧いただけます。

### 市議会の傍聴

名護市議会の傍聴ができます。傍聴のための手続は、傍聴席入口の所定用紙に記入するのみです。お気軽にお越しください。

### 議会だより

議会だよりを年5回発行しています。



選挙・議会